



申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事・田中勇一

分類

新規団体

法人番号

団体コード

申請団体の住所

東京都新宿区市谷田町一丁目19番地2

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は 切申しやてません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名（主）	多様な人材の活用による地元産業の持続的成長と新産業創造			
	事業名（副）				
	団体名	一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1	③イノベーション企画支援事業				
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	－ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	－ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐ ⑨ その他
☐	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	☐ ⑥ 女性の経済的自立への支援
	－ ⑨ その他
☐	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	－ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	シングルマザーの就労機会の拡大や柔軟な働き方の整備は、女性の経済的自立と社会参加に貢献
8.働きがいも経済成長も	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	地域企業への経営支援や新たなビジネス機会の創出により、地元での雇用が生まれる。若者やシングルマザーなど、多様な人材が安心して働ける環境を整備
11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	若者の地元就職支援や地元産業の活性化を通じて、地域に住み続けたいと思えるまちづくりが実現し、人口流出防止や地域活性化に貢献

9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	地域中小企業の経営支援を通じて、DX促進・ESG経営の普及を推進することで経営状況が改善され、新たな雇用を創出。これにより、包摂的かつ持続可能な地域産業基盤の構築に貢献
10.人や国の不平等をなくそう	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	都市と地方、男性と女性、育児中の人とそうでない人の間にある就業機会の格差を縮小し、誰もが活躍できる社会を目指す。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	170/200字
中小企業に対して、個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティ体制の確立を支援し、DXやESGを推進することで、社会全体の信頼性・安全性を高め、持続可能な企業経営を実現することを目的に設立。「中小企業にとって無理のないかたちでの対応」を支援することを重視している。法令、社会全体の安心・安全なデジタル社会の構築にも貢献することを使命としている。	
(2)団体の概要・活動・業務	180/200字
中小企業の情報セキュリティと個人情報保護を支援し、認定個人情報保護団体として法令指導や苦情対応を行い、安全な情報管理を促進している。DX・ESG推進のため「DXマーク認証制度」「ESGマーク認証制度」を運営し、企業のデジタル化とガバナンス強化を支援。中小企業の経営支援ができる専門人材（DXアドバイザーやESGアドバイザー）の専門人材の輩出にも取り組んでいる。	

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期					対象地域	対象地域は全国だが、特にその中でも転出超過の多い 広島県、愛知県、兵庫県、北海道、福島県が有力候補	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	広島県：金融機関および金融機関の取引先企業 愛知県：金融機関および金融機関の取引先企業 兵庫県：金融機関および金融機関の取引先企業 北海道：金融機関および金融機関の取引先企業 福島県：金融機関および金融機関の取引先企業					(人数)	各金融機関担当者1名、各金融機関取引先企業担当者1名を想定。合計10名程度	
最終受益者	地元で働きたいが希望の職種や給与条件が合わず、大都市圏へ流出する若者や、保育の送迎など物理的制約や雇用体系・給与面の課題で地元就労が困難なシングルマザー等					(人数)	短期（3年）は受益者2名×5社=10名程度を想定。中期（3～5年）には支援体制の強化により伴走支援する金融機関の取引先企業の増加により、受益者2名×10社程度=20名程度が更に増加。長期（6年以降）には受益者2名×20社程度=40名以上に拡大するものと見込む。	

事業概要	地域の若者や子育て世代が地元で安心して働ける環境を創出することを目的としている。現在、多くの若者が地元での就職機会が限られているため、大都市圏へ流出しているほか、シングルマザーなど子育て中の方々は、保育の送迎や給与面の課題から就労が困難な状況にある。 これらの課題を解決するため、地域の金融機関と連携し、金融機関の取引先企業の経営支援やDX推進、ESG経営の導入支援を行う。これにより地域企業の競争力と経営状況を改善し、新たな雇用創出と働きやすい環境整備を目指す。テレワークや柔軟な勤務体系の導入支援により、子育て中のシングルマザーも安心して就労できる環境を整備する。同時に事業終了後でも自走式で稼働できるよう金融機関にDX促進・ESG経営支援ノウハウおよび伴走支援ノウハウを提供することで、金融機関が地域課題の解決を後押しし、その地域における社会貢献ビジネス等の経営支援の担い手になるよう事業を進める。 初年度から数名の受益者を想定しており、中期には地域企業のDX・ESG導入が広がり受益者は約20名程度に増加、長期には40名以上に拡大するものと見込まれる。これは、地域企業の経営力向上と雇用環境の整備が段階的に進むことで、地元就労者数が大幅に増加するためである。 最終的には、地元での就労希望者が職種や給与面での制約なく働ける地域社会を実現し、地域経済の活性化と持続可能な成長に寄与することを目指す。
602/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1016/1000字
地方の多くの地域では、若者が地元で働きたいにもかかわらず、職業の選択肢が限定され、希望する給与条件が満たされないために、仕方なく大都市圏へ就業機会を求める傾向が深刻化している。こうした若者の流出は、地域の人口減少や経済活力の低下を招き、地域社会の持続可能な発展を阻害する重大な社会課題となっている。若年層が減少することで、地域の労働力不足が進み企業の成長や新たな産業の創出も困難となる。 一方で、地元に住むシングルマザーや子育て世代は、就労の意欲があっても保育所への送迎などの物理的な問題や勤務時間や給与体系が適切に整備されていないため、安定した就労が難しい状況にある。特に、柔軟な働き方が提供されていない地域企業では、子育てと仕事の両立が困難であり、結果的に就労を断念するケースも多く見られる。 これらの社会課題の背景には、地域企業の経営基盤の脆弱さと、DXやESGといった現代的な経営手法の導入の遅れがある。中小企業が多数を占める地域経済では、人的・資金的リソースが限られているため、情報セキュリティの確保やデジタル技術の活用が遅れている傾向がある。その結果、経営効率の低さや競争力不足が生じ、持続的な雇用創出が難しくなっている。さらに、ESG経営の推進の遅れは、地域社会や環境に配慮した経営活動が不十分となり、企業の社会的信頼性向上や地域貢献の機会損失を招いている。 こうした課題を解決するためには、地域企業の経営力向上とともに、地域の金融インフラである金融機関の支援体制を強化し、DXやESG経営の導入を支援できるようにすることが必要である。これにより、企業の生産性や競争力が向上し、新たな雇用が創出されるだけでなく多様な働き方が可能な環境整備が整備される。特に、子育て世代やシングルマザーが働きやすい環境づくりは地域の人材確保に不可欠である。 また、柔軟な勤務時間やテレワークの推進、域内保育サービスの充実など物理的・社会的なハードルを取り除く施策も重要である。これにより、地域での就労希望者が職種や給与の面での制約なく安心して働ける環境が整い、結果として地域の人口定着と経済活性化につながる。 総じて、若者の都市流出や子育て世代の就労困難といった社会課題は地域経済の構造的な問題と深く結びついている。これらの問題に対し、包括的な支援と環境整備を進めることが地域の持続可能な発展と社会の安定に寄与すると言える。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	201/200字
国や地方自治体は、若者の地元定着促進のため、起業支援、職業訓練および就労支援を実施している。また、保育施設の充実や子育て支援サービスを拡大し、子育て世代の就労支援に努めている。さらに、テレワーク促進や働き方改革により多様な働き方の実現を図っている。しかしながら、受入れ先の中小企業ではDX促進・ESG経営導入支援や柔軟な雇用環境整備は依然として十分とは言えず、専門家によるさらなる支援が求められている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	172/200字
DXマーク・ESGマーク認証制度の運営や、DX・ESGアドバイザー検定、各種研修の実施を通じて、中小企業のデジタル化や持続可能な経営への移行を支援している。これにより地域企業の競争力やガバナンス体制の強化、働き方改革の促進を図り、雇用環境の改善にも寄与している。現在も、より多様な人材が活躍できる雇用の場の創出に向けた取組みの拡充を進めている。	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	234/200字
本事業は、地元での就労を望みながらも環境や条件により働けない若者やシングルマザーといった、既存の制度だけでは十分な支援が届いていない層を最終受益者としている。休眠預金事業の特性である「支援が届きにくい層への公益的支援」と合致しており、資金を活用することで、地域企業のDX促進・ESG経営導入支援、人材育成、柔軟な雇用環境の整備など、民間単独では困難な取組みを可能にする。地域地域金融機関との協働により、持続可能な地域経済の構築を目指し、社会課題の構造的解決に貢献する。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
【受益者】 ・ 地元他希望する働き方（給与面を含む）が可能な企業が増加し、地元での就職に対するメリットもしっかりと感じられる状態 ・ 中期アウトカムで20名程度、長期アウトカムで40名程度を想定 【実行団体】 ・ DXやESGを軸にした人材活用、経営支援モデルを確立している状態 ・ 地元企業が、若者やシングルマザーを活かした新たな雇用創出・業務改善・新たな産業の創出に成功している状態 【対象地域の状態】 ・ 若者の域外流出が抑制され、雇用基盤となる業種の都市部との格差が縮小している状態 ・ 新たに雇用された受益者が、地元産業の衰退に歯止めをかけるとともに、新たな産業を創出する取組みが進められている状態

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体/100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【実行団体（金融機関）】 DXやESGに関連する理解が進み、これまで支援できなかった生産性向上や売上拡大に対する具体的な支援方法を学び、顧客企業に対する経営支援を開始		DX/ESGの理解が進んでいる金融機関の数		支援対象者ゼロ/準備未整備の状態			各金融機関が1社を支援している状態 DX/ESGの理解が進み新たな経営改善ノウハウを習得している状態
【実行団体（金融機関取引先企業）】 DXやESGに関連する経営改革や経営体制の整備に取り組み、雇用課題の緩和ができています		DX/ESGが浸透している金融機関取引先企業の数		支援対象者ゼロ/準備未整備の状態			各金融機関取引先企業が新たに2名を雇用できている状態
【対象地域（地域社会）】 地域内で人材育成や雇用創出の取組みが開始され、関係機関内においてもDX・ESGの取組みが進んでいる状態		金融機関：取引先企業に対して新たな経営改善手法を提供できる担当者を設置 金融機関取引先企業：DX/ESG推進の担当者を選任		対象ゼロ/地域内での認知度・協力体制が未形成			金融機関：5機関 金融機関取引先企業：5社 各機関で事業責任者が決定している状態

(2)-2 短期アウトカム（非資金の支援）※資金分配E100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
【受益者（若者・シングルマザー）】 地元での就労に向けた一歩を踏み出し、希望する職種（情報産業など）で就職できる選択肢が増えている状態		支援先企業（地元企業）への就労者数		支援対象者ゼロ/認知・接点無し			就労開始/10名程度

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【金融機関】 DX促進によるPL改善やESG支援に精通したアドバイザーに対して、中小企業の経営支援ノウハウ習得支援を依頼（外部委託）	1年目上期に実施	66/200字
【金融機関取引先企業】 自社のDX・ESG・業務改善に対応できる支援アドバイザーに対して、自社経営の改善を依頼（外部委託）	1年目上期に実施	61/200字
【金融機関】 外部アドバイザーと協議し、金融機関向けのDXによるPL改善・売上拡大の知識習得を目的とした座学研修のテーマを設定	1年目上期に実施	63/200字
【金融機関取引先企業】 経営診断により、DXおよびESGの取組状況を可視化し、経営課題や売上停滞の要因を抽出。これに基づき、改善に向けた支援計画を策定。併せて、業務プロセスを見直し、取り組むべき課題に優先順位を付け、DXツール導入のための具体的なプランを立案	1年目上期に実施	129/200字
【金融機関】 アドバイザーによる座学研修を実施。講義後、職員同士でディスカッションの場を設け、理解の深耕および得た知識を共有。	1年目通年で実施	63/200字
【金融機関取引先企業】 DXツールの導入をアドバイザーと共に段階的に実行。必要なIT機器を手配し、アドバイザー支援のもと社内のデジタル化を促進させる。これにより、経営資源（人・時間）における実施結果の変化を確認。	1年目下期に実施	109/200字
【金融機関取引先企業】 DX推進・ESG経営の促進について方向性を明文化	1年目下期に実施	36/200字
【金融機関】 座学で得た知識の理解度を把握するため、評価テストを実施。結果を記録して内部人材への共有に活用。	1年目下期に実施	54/200字
【金融機関】 アドバイザーと同行し、取引先企業への売上改善・DX・ESG提案現場を実地で学ぶOJT支援を開始。DX・ESGが促進させるためのノウハウを実践で学ぶ。	2年目通年で実施	81/200字
【金融機関取引先企業】 アドバイザーと共にDX施策のPDCAを回し、効果測定と次フェーズの改善策を実施	2年目通年で実施	51/200字
【金融機関取引先企業】 ESG経営の社内浸透を目的に「社会的価値創出に関連する宣言書や報告書等」を作成。競争力の強化を目的に對外アピールの材料として活用。雇用創出に向けた社内環境整備（設備改修、労務体制強化、求人に向けた求人媒体やSNSの活用等）についてアドバイザーが支援	2年目上期に実施	136/200字
【金融機関取引先企業】 業務効率化によって生まれた余剰工数を、新規事業開発や人材育成に活用。アドバイザーが支援	2年目下期に実施	55/200字
【金融機関】 2年目で得た実践知識・支援ノウハウを文書化し、支店内に展開可能なマニュアルを作成	3年目上期に実施	47/200字
【金融機関取引先企業】 アドバイザーおよび金融機関の依頼により、金融機関職員に対して、事業全体で得られた改善・成長の成果と事例を発表・公開する報告会を開催。ナレッジ共有を通じて、他企業支援への活用を促進	3年目下期に実施	101/200字

【金融機関】 報告会で得た支援事例や雇用創出事例を参考に次年度以降の支援計画を策定	3年目下期に実施	41/200字
【金融機関取引先企業】 新たに雇用した若者・シングルマザーの職場定着支援策をアドバイザーと共に実施	3年目通年で実施	49/200字
支援を通じて得た知見を「地域金融における雇用創出支援のモデル」としてナレッジ化し、アドバイザーのサポートを受けずに、他の金融機関取引先に対しても支援を展開	3年目下期に実施	77/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【金融機関】 【金融機関取引先企業】 地域雇用創出・人口流出防止の文脈からDX・ESGの意義を整理した社内説明資料を作成。企業としての社会的役割やESG視点の取組みを見直し、社内での言語化を進める。	1年目上期に実施	98/200字
【金融機関】 支援先企業の業務実態・人材構成・DX導入状況をヒアリング・記録し、支援方針を検討。行内でDX・ESGを活用した売上拡大支援の必要性和意義を整理	1年目上期に実施	78/200字
【金融機関取引先企業】 既存業務の可視化と改善余地の洗い出しを行い、生産性向上の課題を明文化	1年目上期に実施	46/200字
【金融機関】 支援先企業の業務効率向上に役立つIT化・クラウド導入の情報を職員が調査・共有	1年目下期に実施	45/200字
【金融機関取引先企業】 経営ビジョンを見直し、デジタル化の推進により企業の在るべき形を明確にする。企業としてのDX要素を洗い出し、現状とのギャップを確認	1年目下期に実施	76/200字
【金融機関】 行内のESG・雇用創出関連支援実績を集計し、取組実績を把握	1年目下期に実施	36/200字
【金融機関取引先企業】 求人票やパンフレット等における若年層・子育て層に向けて企業価値の訴求力を強化するため、ESG方針・若者のキャリア支援方針を企業文化として整理・言語化しながら訴求力を強化	1年目下期に実施	96/200字
【金融機関取引先企業】 新規事業構想におけるESG要素（環境・地域貢献）を検討し、事業計画を策定	2年目上期に実施	48/200字
【金融機関】 OJT成果をもとに若者・シングルマザー雇用創出に結びついた事例を職員で共有し、成功要因を抽出	2年目通年で実施	53/200字
【金融機関取引先企業】 女性や若手社員の社内キャリア形成支援の現状を整理し、改善案を検討	2年目通年で実施	44/200字
【金融機関取引先企業】 事業を通じたESG実績や雇用創出結果を社内でも可視化し、今後の中長期戦略に反映	3年目上期に実施	50/200字
【金融機関取引先企業】 自社のDX・ESG施策によって得られた社内改善効果（生産性・満足度など）を定量的に分析・報告	3年目上期に実施	58/200字

【金融機関】 DXやESGが企業の売上や雇用創出に結びついた支援モデルを図式化し、「本業支援モデル」として確立	3年目上期に実施	55/200字
【金融機関取引先企業】 支援期間を通じたESG評価項目（環境・社会・人材）への取組みを一覧化し、外部にも開示可能な報告書を作成	3年目上期に実施	63/200字
【金融機関】 支援対象企業の成果をもとに「地域雇用創出を実現する金融支援とは何か」を考察したレポートを作成	3年目上期に実施	53/200字
【金融機関取引先企業】 支援期間で得られた経験を元に、新卒・第二新卒等に向けた採用戦略を再設計。新しい採用像を考案	3年目上期に実施	57/200字
【金融機関】 3年間の非資金的支援活動を時系列でまとめた「金融機関の本業支援事例集」を作成。行内研修にも使用	3年目下期に実施	54/200字
【金融機関取引先企業】 社内で行ったESG・雇用改革施策の継続実行体制を構築し、役割分担・運用ルールを文書化	3年目下期に実施	54/200字
【金融機関】 本事業を通じて得られたESG・DX・雇用支援の実務ノウハウをまとめた研修資料を作成。次世代職員教育に活用	3年目下期に実施	59/200字
【金融機関取引先企業】 支援で得られた成果や変化（売上・採用・働き方）を数字と事例でまとめ、採用活動などに活用	3年目下期に実施	55/200字
【金融機関取引先企業】 本事業終了後もDX・ESG活動を続けることを社内に宣言し、持続可能な改革の文化を形成	3年目下期に実施	54/200字
【金融機関】 最終報告会を開催し、支援成果・課題・地域的波及効果について関係機関と共有	3年目下期に実施	43/200字
【金融機関取引先企業】 3年間の取組みを総括し、「企業としての変化と未来」をまとめたレポートを作成。求職者・地域向けに発信	3年目下期に実施	61/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	本事業の成果や目的を地域社会や関係機関に効果的に伝えるため、金融機関および地域商工会議所等のネットワークを活用。会報誌やニュースレターなど多様な広報媒体を活用する。また、SNSや、Webサイトを通じて、成功事例や受益者の声を積極的に発信し、事業の認知度と理解を深める。さらに、定期的な情報発信により地域内外の関係者との信頼関係を築き、支援の輪を広げ、持続可能な地域づくりに貢献する。	191/200字
連携・対話戦略	地域の金融機関、企業など多様なステークホルダーと密接に連携し、定期的な対話の場を設ける。相互理解を促進し、課題の共有や解決策の協働検討を進めることで、効果的な支援体制を構築する。これにより事業の実効性を高め、持続可能な地域共生の基盤形成を目指す。また、情報共有や連携強化を通じて地域の課題解決力の向上も図る。	154/200字

VI.出口戦略・持続可能性について
 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本事業終了後も中小企業が情報セキュリティ対策やDX・ESG推進を自立的に継続できる環境の定着を目指している。当協会は、認証制度や研修、伴走支援などを通じて培った豊富なノウハウを地域の金融機関およびその取引先企業と共有し、地域全体で持続可能な支援体制の構築を図る。これにより、地域企業の競争力強化や新たな雇用創出を促進し、地域経済の安定的な発展に貢献できる人材を創出する。また、当協会では地域社会や自治体との連携を強化し、支援活動の継続と拡充を可能とする長期的な体制づくりに注力している。さらに、DX・ESG推進を通じた企業の持続可能な経営を支援することは、地域における社会的信頼性や安全性の向上にも寄与する。これらの取組みにより、地域全体の持続可能な成長と豊かな社会づくりに貢献していくことを目指している。	353/400字
実行団体	本事業の終了後、実行団体である地域金融機関およびその取引先企業は、3年間にわたるアドバイザーとの協働を通じて、DX・ESGを軸とした経営改善や人材活用に関するノウハウを実地で蓄積している。金融機関は、単なる融資機能にとどまらず、企業のPL改善、売上拡大、雇用創出を伴う支援が可能な「地域の経営パートナー」としての役割を自認し、本業支援の質を向上させる。また、OJTを通じて得た支援ノウハウを内部でマニュアル化・共有し、支店横断的に地域支援力を内製化していく。金融機関取引先企業は、アドバイザーの伴走のもとで経営体制を刷新し、若者やシングルマザーといった多様な人材が活躍できる柔軟な職場環境を整備。結果として新規雇用の定着が進み、企業の持続的成長と地域経済の活性化が実現される。事業終了後も、金融機関とその取引先企業の連携モデルは地域内で継続され、さらに他地域・他業種への横展開も視野に入れる。	396/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	2/800字
なし	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	803/800字
中小企業を対象に、個人情報保護やサイバーセキュリティ対策、DXおよびESG経営の推進を支援している。「DXアドバイザー認定」「DXマーク認証」や「ESGアドバイザー認定」「ESGマーク認証」などの制度を通じて、企業の信頼性向上と持続可能な経営を後押ししている。特に「ESGマーク認証」は、地方自治体である西湖市の公共事業入札の加点条件に採用されるなど、社会的な信頼性を高める制度として注目されている。その他、セミナー開催やガイドライン提供、実務支援など、多面的な活動を展開している。 調査研究分野では、中小企業の情報セキュリティ対策や個人情報保護の現状と課題を把握するための実態調査を定期的に実施。これにより、現場のニーズや最新のリスクを科学的に分析し、支援策や制度設計に反映している。特に、DXやESGに関わる中小企業の経営課題を掘り下げること、具体的かつ実践的な施策を展開している。 また、地方自治体や民間企業などとの連携を強化しており、これによって、地域の中小企業に対しワンストップで包括的な支援を提供する体制を構築している。連携による情報共有や合同セミナーの開催は、支援の効率化と質向上に寄与し、多様な経営課題に対処可能なネットワークを形成している。 マッチング支援としては、中小企業のニーズに応じて専門家や支援機関との連携を推進。特に、DXやESGの導入に関する技術的・経営的なアドバイザーとの橋渡しを行い、効果的な支援につなげている。これにより、企業が適切なリソースを活用しやすくなり、導入効果の最大化を図っている。 人材育成としては、専門的なノウハウ提供とともに、定期的なフォローアップや相談対応を実施。これにより、経営支援活動の質と継続性が確保され、地域企業の経営改善や新たな雇用創出を着実に支援している。事業事例としては、地域自治体と連携したDX推進プロジェクトの実施などが挙げられる。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	合計10団体（5つの地域金融機関およびそれぞれの取引先企業。具体的には、1つの支援セットを「地域金融機関1機関」と「当該機関の取引先企業1社」で構成し、このセットを5箇所に亘って展開することを想定	
(2)実行団体のイメージ	実行団体は主に地域の金融機関および金融機関の取引先企業を想定している。金融機関は地域企業との接点が多く、経営支援や情報提供の基盤を持つため、本事業のノウハウを活用した効果的な伴走支援を可能とする。資金面の支援や経営相談を通じて、地域経済の活性化と新たな雇用創出に重要な役割を担う。地域は47都道府県より特に転出超過数の多い北海道・福島県・愛知県・兵庫県・広島県を想定している。	188/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1実行団体当たりの助成金額は年間400万円から500万円程度を想定している。金融機関ではDXやESGの推進を理解し地域企業に対して伴走支援や経営支援ノウハウの提供を行うための専門家派遣費用として、金融機関取引先企業ではDXやESG経営を促進させるためのIT機器導入費用や専門家派遣費用等を想定している。その他、各実行団体の担当者人件費などにも充てられる。	177/200字
(4)案件発掘の工夫	当協会の既存ネットワークを活用し、既存顧客に対する経営支援に課題を抱えている金融機関に対して、本事業をご紹介。地域のニーズに応じたセミナーや説明会により、地域企業が抱える課題や支援希望の有無を把握。さらに、DXやESGに関する最新情報を提供することで関心を引き、具体的な支援ニーズの発掘につなげる。これらの手法により実行団体の選定を進める。	170/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部5名、外部4名 ・マネジメント体制・・・事業統括1名 ・経理体制・・・経理主担1名 ・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）2名 ・評価体制・・・事業評価専門家4名					104/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	0 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
			既存PO人数	0 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	認定個人情報保護団体として中小企業の個人情報保護や情報セキュリティ対策を支援している。審査制度や認証制度、専門家育成を通じてガバナンス体制の強化を図るほか、苦情処理対応やeラーニングによる教育を実施し、法令遵守と倫理的運営を支えるコンプライアンス体制も整備している。					133/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31		
資金分配団体	事業名	多様な人材の活用による地元産業の持続的成長と新産業創造		
	団体名	一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会		

	助成金
事業費	159,620,000
実行団体への助成	136,000,000
管理的経費	23,620,000
プログラムオフィサー関連経費	24,716,600
評価関連経費	10,334,900
資金分配団体用	5,234,900
実行団体用	5,100,000
合計	194,671,500

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	5,326,000	51,431,334	51,431,333	51,431,333	159,620,000
実行団体への助成	0	45,333,334	45,333,333	45,333,333	136,000,000
－					
管理的経費	5,326,000	6,098,000	6,098,000	6,098,000	23,620,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,691,800	7,341,600	7,341,600	7,341,600	24,716,600
プログラム・オフィサー人件費等	2,496,000	4,992,000	4,992,000	4,992,000	17,472,000
その他経費	195,800	2,349,600	2,349,600	2,349,600	7,244,600

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,078,300	3,078,300	4,178,300	10,334,900
資金分配団体用	0	1,378,300	1,378,300	2,478,300	5,234,900
実行団体用	0	1,700,000	1,700,000	1,700,000	5,100,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	8,017,800	61,851,234	61,851,233	62,951,233	194,671,500

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	34,000,000	82.4%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	中小企業個人情報セキュリティー推進協会		
郵便番号	162-0843		
都道府県	東京都		
市区町村	新宿区市谷田町		
番地等	一丁目19番2号 ECS第19ビル5階		
電話番号	03-4405-5180		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.sp2.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2016/09/15		
法人格取得年月日	2016/09/15		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タナカユウイチ
	氏名	田中勇一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	1
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
個人会員	
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一		
決済責任者 氏名／勤務形態			
通帳管理者 氏名／勤務形態			
経理担当者 氏名／勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	地元定着・新雇用創出「DX・ESG推進事業」
団体名:	一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第3章社員総会第9条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章社員総会第10条
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章社員総会第11条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章社員総会第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章社員総会第13条
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提出		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議（過半数か3分の2か）		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第4章理事第17条
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に 関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	中小企業個人情報セキュリティ推進協会における個人情報保護指針(第4版)	1 目的及び適用対象
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		